

令和2年5月15日 招集

令和元年度  
第2回定期総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

# 新潟市西蒲区農業委員会令和元年度第2回月定期総会議事録

- 1 開催日時 令和2年5月15日(金)午後2時から
- 2 開催場所 西蒲区役所 3階302会議室
- 3 出席農業委員 (15人)

1番 武田要一郎	2番 小林喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
11番 大島 伸吾	12番 阿部マサ子	13番 笠原 和仁
14番 増井 勝	18番 吉田 浩	19番 田中 一男
- 4 欠席農業委員

10番 堀内多計司	15番 小野塚彦榮	16番 田邊 重夫
17番 槇田士農夫		
- 5 農地利用最適化推進委員  
全委員欠席とし、書面による審議とした。
- 6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭	事務局次長 佐々木 徹
農地係長 宮川 一也	農政振興係長 佐藤 政道
- 7 議事日程
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報 告 事 項 令和元年度西蒲区農業委員会業務報告について
日程第3	議案第16号 令和2年度西蒲区農業委員会業務方針(案)及び事業計画(案)について
日程第4	議案第17号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
日程第5	議案第18号 新潟市西蒲区農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針の改訂について
  - (3) その他
  - (4) 閉 会

## 8 会議の概要

開会時間：午後2時

事務局長	定刻になりましたので、これより令和元年度第2回定期総会を開催いたします。開会にあたりまして間宮会長から開会のごあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日、欠席の報告が届いておりますのでご報告申し上げます。10番堀内多計司委員、15番小野塚彦榮委員、16番田邊重夫委員、以上、3名が欠席でございます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策により、本日の定期総会において、農地利用最適化推進委員から文書で審議していただき、27名全員から回答を得ておりますので、全委員の過半数を超え、会議規則第4条の規定により会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>※欠席者に17番槇田土農夫委員を追加。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事日程に従い会議を進めます。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りします。議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
	(異議なし)
議長（会長）	<p>皆さんから異議がございませんので、私の方で指名させていただきます。</p> <p>8番土田正志委員、9番棚邊友衛委員を指名いたします。</p> <p>引き続き、日程第2、報告事項、令和元年度西蒲区農業委員会業務報告について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>次長の佐々木です。私より、報告事項令和元年度西蒲区農業委員会業務報告（案）について、説明いたします。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>最初に、諸会議の開催についてです。</p> <p>総会は、例月の定例総会を毎月開催、定期総会は年度当初と年度末の2回を予定していましたが、年度末については新型コロナウイルス感染拡大影響を受けまして開催を延期し、令和元年度は1回の開催となりました。</p> <p>次に部会についてですが、農地部会は3回、農政振興部会は1回の開催となりました。</p> <p>次に役員と地区代表委員を構成メンバーとする代表者会議は7回開催し、役員のみで構成する役員会の開催は、令和元年度はありませんでした。</p> <p>調査委員会は毎月1回、合計12回開催しました。</p> <p>新規参入農業者等の審査を行う地区審査委員会は2回開催し、3件の新規参入を承認しました。</p> <p>次に、研修会等への参加についてです。</p> <p>多くの委員の皆さまからご参加いただいた主なものを記載しております。内容はご覧のとおりです。</p> <p>次に、農地の許認可等の概要についてです。</p> <p>統計数字であります。別冊令和元年農地移動の概要、のとおりです。</p> <p>なお、各表の31年については、平成31年1月から、5月に元号が変わりましたが、令和元年12月までの数値となります。</p>

次に、担い手への農地の集積・集約化についてです。

委員の皆さんからは地域の相談役として、担い手への農地の集積・集約化を念頭に推進していただいたものと考えております。結果としては表にもございますが、令和元年度末で6,188.2ha、集積率は78.8%、平成30年度末より0.7%の上昇となっています。

次に3ページ、農地パトロールの実施についてです。

農業委員会の大きな事業であります農地パトロールの実施状況ですが、違反転用地のパトロールの実施については、7月に地区ごとに、違反転用地の状況と解消農地の確認を実施しました。

遊休農地の荒廃農地調査については、7月から8月にかけて、遊休農地が確認されている3地区において、関係機関の協力もいただきながら、1筆ごとに確認する荒廃農地調査を実施させていただきました。

日常的な農地パトロールは、各委員の皆さまからは年間を通して担当区域内の農地を随時監視していただき、特に毎月第3日曜日は、農地パトロールの日として、違反転用地や遊休農地の情報収集をしていただいたところです。

次に、違反転用地への対応についてです。

是正通知の発送については、7月の農地パトロールを受け、前年度より2か月早く、10月に違反解消に向けて是正通知書を発送しました。

是正指導による解消ですが、各地区の委員の皆さまの是正指導の成果もあり、農地への復旧や追認許可による解消など、表にもありますが管内全体では1.7haの解消が図られました。残念ながら新規に発見したものもありまして、現状では約3.3haの違反転用地を確認しております。

次に、7遊休農地への対応についてです。3ページから4ページにかけての説明となります。

耕作放棄地解消プロジェクト事業については、農政振興部会の皆さまを中心に、今年度は巻の松野尾地区のモデル圃場において、6月に除草作業を、10月にダイコンの収穫を行いました。これについては、耕作放棄地解消推進事業を活用しております。

また、中之口地区において、地元の委員さんによる、遊休農地の除草作業並びに整地作業に取り組んでいただき、遊休農地の解消と周辺農地の環境改善が図られたものと考えています。

遊休農地の利用意向調査については、7月、8月の利用状況調査を受けて、新たな遊休農地の所有者には利用意向調査を行いました。

ホームページにおける遊休農地の公開については、県担い手育成推進協議会のホームページを活用して、所有者の同意を得られた遊休農地を公開し、新規参入を目指す者などに情報を提供しました。

なお、令和元年度末の遊休農地の現状は表のとおりとなっております。再生困難なB分類については変わりはありませんが、今後、解消すべきA分類の農地は約27ha、数字的には平成30年度末より0.4haほどの増加という結果となりました。

遊休農地の発生原因は、農産物の価格の低迷や担い手の不足など、農業の抱える根本的な課題と直結しており、解消に対する補助制度などだけではなかなか解決しない問題ではあると思いますが、遊休農地が周辺の営農環境に悪影響を及ぼすケースも当然発生します。

昨年の夏に、越前浜地区で、道路わきの竹が農地に侵入する恐れがあつて対応したケースのように、遊休農地の解消とともに、営農への影響防止という視点でも対応を検討していく必要があるものと考えております。

次に、新規農業参入者への対応についてです。

令和元年度は3件の新規参入について審査を行い、そこに記載があります3件について参入を認定しました。

	<p>次に、農業に関する情報提供についてです。</p> <p>農業委員会だよりは3回発行しました。編集会議を開催し、委員の皆さまからも参画をいただきました。委員のリレートークについては、今後もご協力をお願いいたします。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>農地の賃借料情報の提供については、実勢価格を加重平均した賃借料の額を公表いたしました。</p> <p>全国農業新聞の普及推進ということで、委員の皆さまからも新規購読のための勧誘活動を行っていただき、新規購読者6名を確保することができました。</p> <p>次に、農業者年金の加入推進についてです。</p> <p>年金加入推進部長を中心に加入推進対策会議、巡回相談会などを開催し、JAとも連携しながら目標を大きく上回る新規加入者7名を確保することができました。</p> <p>次に、女性委員による食育活動等についてです。</p> <p>味噌作り教室や女性セミナーを開催しました。</p> <p>また、食育紙芝居の検討を昨年引き続いて進めていただいたところです。</p> <p>最後に、市内6農業委員会の連携についてです。市内6農業委員会連絡協議会を組織し情報交換を行いました。令和元年度は、市内6農業委員会の統合に向けての検討や、市長への建議書の提出もありまして、開催回数も増え、視察内容も統合に向けたものとなっております。</p> <p>以上が令和元年度の西蒲区農業委員会の業務報告です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告に質疑ありませんか。</p>
	(質疑なし)
議長（会長）	<p>しばらくして発言がありませんので、質疑なしと認め、事務局報告のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	(異議なし)
議長（会長）	<p>皆さんに異議がありませんので、報告のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>引き続き日程第3、議案第16号令和2年度西蒲区農業委員会業務方針(案)及び事業計画(案)について、を議題とします。</p> <p>最初に、業務方針について、草野職務代理から説明をお願いします。</p>
会長職務代理	I 業務方針を朗読
議長（会長）	次に、事業計画のうち、農地対策について増井農地部会長から説明をお願いします。
農地部会長	II 事業計画 1 農地対策について朗読
議長（会長）	次に、事業計画のうち、農政振興対策について吉田農政振興部会長から説明をお願いします。
農政振興部会長	II 事業計画 2 農政振興対策について朗読

議長（農地部 会長）	続きます、事業計画のうち全般的取組について及び会議の開催について、事務局から説明をお願いします。
事務局次長	Ⅱ事業計画 3全般的取り組み以降を朗読
議長（会長）	以上で、議案第16号「令和2年度西蒲区農業委員会業務方針（案）及び事業計画（案）」について説明が終わりました。 ただいまの説明に質疑はありませんか。
	（質疑なし）
議長（会長）	しばらくして発言がありませんので、質疑なしと認め、原案のとおり決定することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（会長）	異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 引き続き、日程第4、議案第17号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局次長	議第17号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。 最初に、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてです。 こちらについては、国の通知に基づいて作成し、総会で決定いただくものですが、決定後は国に報告するとともに、例年では6月頃には市のホームページでも公表し、農業委員会活動の見える化を図るものとしています。 それでは、12ページをご覧ください。 農業委員会の状況については統計数字となっています。 いちばん上の表のいちばん上の項目、耕地面積という欄ですが、ここについては、新潟市全体の数字しか発表されておりませんので、ここだけ市全体の数字となっているということでご了承をお願いいたします。 その他は西蒲区の数字となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。 13ページ以降が具体的な目標に対する実績となっております。 最初に、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。 二つ目の表令和元年度の目標及び実績をご覧ください。 担い手への集積 6,250ha を目標といたしましたが、6,188ha という実績となりました。 達成率としては99%ということになりますが、集積率にしますと78.1%ということになります。 各委員の皆さまからは、通年にわたりまして、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による担い手への農地の集積を念頭に、地域の相談役として活動していただいた成果と考えております。 次に14ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。 二つ目の表、令和元年度の目標及び実績をご覧ください。 経営体の参入を目標といたしましたが、3経営体という実績です。

また、参入実績面積については、目標の5haに対し、19.8haとなりました。ファーム福木岡の参入が大きく影響しています。

なお、参入地区の審査委員会で直接参入者からお話を聞くことで、的確に審査、指導できたものと考えております。

次に15ページ、遊休農地に関する措置に関する評価についてですが、二つ目の表令和元年度の目標及び実績をご覧いただきたいと思います。

今年度は2haの解消を目標として掲げましたが、実際に解消された農地は1.1haとなっております。

遊休農地がある場合には、農地法の許可ができないなどの制度も活用して、遊休農地の解消をさらに進める必要があると考えております。

続きまして16ページ、違反転用への適正な対応ですが、こちらは特に目標という設定はなく、その実態の把握となっております。

令和元年度の初めに4.9haありました違反転用地が年度末には3.3haということで、1.6haの減となっております。

チラシなどを活用した啓発も実施していますが、委員の皆さんの日常的な監視活動が、いちばん効果があると考えられますので、新たな違反転用をさせないという気持ちで、引き続き担当区域の監視活動をお願いしたいと思っております。

これ以降の内容については、法令に基づく事務の点検となっております。詳細は省略いたしますが、内容は後ほどご確認いただきたいと思います。

続いて、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、説明させていただきます。

活動計画の策定は、農地利用の最適化の推進に関する指針に基づき、前年度の計画と実績を評価したうえで令和2年度の計画を策定しています。

20ページをご覧ください。

農業委員会の状況、農家・農地等の概要については、先ほど12ページでお話しした令和元年度の活動の点検評価と同じ内容です。

20ページ下の部分、担い手の農地への利用集積・集約化以降が具体的な目標となっております。

最初に、現状及び課題についてですが、令和元年度末現在の現状として、集積率が78.8%となっております。

これを、21ページの令和2年度の目標及び活動計画にあるように、80.2%にまで引き上げるということで、集積面積として6,300ha、そのうち新規集積面積として112haを目指してまいります。

これについては、現在の委員の皆様の任期終了における最終目標を85%の集積と考えての目標となっております。

委員の皆さまからは、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法による担い手への農地の集積を念頭に、地域の相談役としてさらに活発な活動をお願いしたいと考えております。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、令和2年度の目標及び活動計画は、令和元年度に引き続き、3経営体、面積としても令和元年度の目標と同じく、5haの参入を目指しております。

新規参入に当たっては、遊休農地の活用を進め、遊休農地の解消や発生防止も視野に進めてまいります。

次に22ページ、遊休農地に関する措置ですが、令和2年度の目標及び活動計画としては、令和2年度末の遊休農地の面積を元年度末より2ha減少させることとしています。

また、今年度も引き続き農業委員会として自ら解消するモデル圃場を設置し、しっかりと作物の収穫を目指してまいります。

違反転用への適正な対応の令和2年度活動計画ですが、こちらは特に数値

	<p>としての目標という設定はなく、その実態の把握と早期の対応が目標となっています。</p> <p>農業委員会だよりなどでの啓発活動も予定していますが、委員の皆さんによる日常的な監視活動がいちばん効果的であると考えていますので、引き続き担当区域の監視活動をお願いしたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>なお、議案第17号について、農地利用最適化推進委員の皆さんからは、文書審議で回答済みであり、全委員から賛成をいただいていることを、ご報告申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に質疑はありませんか。</p>
	（質疑なし）
議長（会長）	<p>しばらくして発言がありませんので、質疑なしと認め、原案のとおり決定することに異議はありませんか。</p>
	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p> <p>引き続き、日程第5、議案第18号新潟市西蒲区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改訂について、を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>議案第18号新潟市西蒲区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改訂について、説明いたします。</p> <p>資料の25ページをご覧ください。</p> <p>本指針は、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づいて、新潟市西蒲区農業委員会にかかる指針として、平成28年10月31日に開催した定例総会において決定されたものです。</p> <p>本指針は新潟市農業構想を基礎としておりますが、その内容が一部変更となったため、本指針についても同様に改訂を行うものです。</p> <p>主な改訂部分は、元号の変更により、新潟市農業構想の目標年度が平成34年度から令和4年度に改められたことから、本指針についても平成34年度から令和4年度への表記に改めるものです。</p> <p>合わせて、1. 遊休農地の解消についての（1）遊休農地の解消目標【目標設定の考え方】にある遊休農地面積を令和2年3月末現在の数値に直したものです。</p> <p>また、26ページにあります、2. 担い手への農地利用集積について、（2）担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法において、市が策定する「人・農地プラン」の実質化の促進を明記したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>なお、議案第18号について、農地利用最適化推進委員の皆さんからは、文書審議で回答済みであり、全委員から賛成をいただいていることを、ご報告申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に質疑はありませんか。</p>
	（質疑なし）



議長（会長）	しばらくして発言がありませんので、質疑なしと認め、原案のとおり決定することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（会長）	異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 以上で議事として提案した案件について終了しました。 引き続き、その他の件で事務局からお願いいたします。
事務局長	<p>では、わたくしから2点ほど連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目ですが、お手元の資料「定例総会の運営について」です。</p> <p>4月定例総会でお配りした全国農業会議からの資料で、新型コロナウイルス感染症対策で全国の農業委員会から総会における対策案が参考まで示されていました。</p> <p>西蒲区でも何らかを講じなければならないところ、対策案の一つに総会の出席者を減じる方法として、出席委員を二つのグループに分けて開催する案が掲載されていました。</p> <p>そこで、4月定例総会終了後、代表者委員の皆様へ、事務局からここに記載の二つのグループに分けて当面総会を開催する案を提案させていただき、了解をいただいたところです。</p> <p>つきましては、さっそく5月定例総会から、しばらくの間、会長以下役員4名は常時出席とし、そのほかの委員をA・B二つのグループに分けて、概ね11名か12名の体制で総会を開催していきたいと思っております。</p> <p>5月総会については、ここに記載のAグループの当番で、12名で開催したいと思っております。</p> <p>なお、下段の米印にも記載しておりますが、欠席の場合は、まずは地区内で代替りの委員に依頼していただきまして、調整がつかない場合は、事務局の方へ相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>総会開催については、過半数の委員の皆様のお出席が必要となりますので、過半数を割り込まないよう、欠席の場合は、臨機応変に調整をさせていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>今後は様々な状況を勘案し、従前にもどす判断をしていきたいと思っております。</p> <p>次に、もう1枚の資料ですが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた県内・県市町村から緊急共同宣言が出ておりますので、参考まで配布させていただきます。</p> <p>それと裏面には、新潟市から日常生活の中での「新しい生活様式」の実践について、お願いが記載されております。</p> <p>北区のように、突然発生するなど、西蒲区でも意外なところでクラスターが出てくる可能性もありますので、日頃の生活の中でここに記載のとおり注意できる場所は、注意をお願いします。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 委員の皆さんから何かありますか。
	（なし）
議長（会長）	しばらくして発言がありませんので、以上をもちまして、令和元年度第2回定期総会を終了いたします。 お疲れ様でした。

閉会時間：午後 2 時 4 5 分

議事録に相違ないことを認める。

議 長            間 宮   一

署名委員        土 田 正 志

署名委員        棚 邊 友 衛